

主 文

- 1 被告は、原告Aに対し、2401万8026円及びうち2148万6111円に対する平成25年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、644万8809円及びうち631万円に対する平成25年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告A、原告Bのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 原告C、原告D、原告Eの請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告Aに生じた費用の5分の4及び被告に生じた費用の2分の1を原告Aの負担とし、原告Bに生じた費用の7分の6及び被告に生じた費用の60分の13を原告Bの負担とし、原告Cに生じた費用及び被告に生じた費用の15分の1を原告Cの負担とし、原告Dに生じた費用及び被告に生じた費用の30分の1を原告Dの負担とし、原告Eに生じた費用及び被告に生じた費用の60分の1を原告Eの負担とし、原告Aに生じた費用の5分の1、原告Bに生じた費用の7分の1及び被告に生じた費用の6分の1を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告Aに対し、1億1609万5185円及びうち6757万1263円に対する平成25年8月29日から、うち4030万3962円に対する平成23年3月12日から各支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、4823万3014円及びうち3300万円に対する平成25年8月29日から、うち1180万円に対する平成23年3月12

日から各支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告は、原告Cに対し、1163万7671円及びうち1100万円に対する平成25年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Dに対し、545万8846円及びこれに対する平成25年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告Eに対し、298万6146円及びこれに対する平成25年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告らが、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）を設置・運営する被告に対し、平成23年3月11日に発生した本件原発における事故（以下「本件事故」という。）のために、原告Eを除く原告らは当時居住していた福島県郡山市から自主避難せざるを得なくなり、原告Aが精神疾患に罹患したことで、原告らは精神的苦痛を被った、原告A及び原告Bは就労ができなくなったなどと主張し、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項本文に基づいて、以下のとおり請求した事案である。

- (1) 原告Aは、自主避難に伴う費用831万3593円、通院に伴う費用（通院慰謝料を含む）286万1632円、休業損害6760万円（平成23年3月から口頭弁論終結日まで月額120万円）、慰謝料（精神疾患に罹患したことによる苦痛を除く）2000万円、放射能測定費用10万円、弁護士費用900万円（以上損害元金合計1億0787万5225円）及びこれらに対する平成23年3月11日から平成25年8月28日までに発生した遅延損害金の一部として821万9960円並びに上記損害元金のうち6757万1263円に対する平成25年8月29日から、4030万3962円に対する平成23年3月12日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

- (2) 原告Bは、休業損害2180万円（平成23年3月から平成27年9月1

5日まで月額40万円), 慰謝料2000万円, 弁護士費用300万円(以上損害元金合計4480万円)及びこれらに対する平成23年3月12日から平成25年8月28日までに発生した遅延損害金の一部として343万3014円並びに上記損害元金のうち3300万円に対する平成25年8月29日から, うち1180万円に対する平成23年3月12日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(3) 原告Cは, 慰謝料1000万円, 弁護士費用100万円及びこれらに対する平成23年3月11日から平成25年8月28日までに発生した遅延損害金の一部である63万7671円並びに上記損害元金1100万円に対する平成25年8月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(4) 原告Dは, 慰謝料500万円及び弁護士費用50万円の合計550万円から支払済みの額を控除した元金545万8846円並びにこれに対する平成25年8月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(5) 原告Eは, 慰謝料300万円及び弁護士費用30万円の合計330万円から支払済みの額を控除した元金298万6146円並びにこれに対する平成25年8月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

2 基礎となる事実(公知の事実, 争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実)

(1) 当事者等

ア 原告Aは, 昭和47年8月16日生まれの男性であり, 株式会社F(以下「F」という。)の代表取締役であった者である(甲A1, 3)。

原告Bは, 昭和49年9月28日生まれの女性であり, Fの取締役である(甲A2, 3)。

原告Aと原告Bは、平成13年頃に結婚し、同年9月8日、両者の間に原告Cが生まれた（甲A1，C35）。

原告Aと原告Bは、平成14年12月6日に協議離婚し、その際、原告Cの親権者を原告Aと定めたが、その後は内縁関係にある（甲C35）。

原告D、原告Eは、原告Bの子として、それぞれ平成20年10月16日、平成23年8月11日に生まれ、いずれも原告Aにより認知された（甲A1，2）。

本件事務当時、原告Eを除く原告らは、原告Aが所有する、郡山市i町j番地k所在のマンション（以下「郡山の住居」という。）に居住していた（甲A4）。

イ 被告は、電気事業等を目的とする株式会社であり、本件原発を設置・管理し、本件原発において原子炉の運転等を行う原子力事業者（原賠法2条1項，同条3項，3条1項）である。

(2) 本件事務の発生

平成23年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）が発生し、それに伴って生じた津波が本件原発に到来したことにより、本件原発に設置された6基の原子炉のうち1号機ないし4号機の原子炉等の冷却機能が失われ、同月12日に1号機の原子炉建屋において、同月14日に3号機の原子炉建屋において、同月15日に4号機の原子炉建屋においてそれぞれ水素爆発が発生するなどしたことによって、本件原発から放射性物質が外部環境へ放出された。

なお、放射線・放射能を表す単位として、「ベクレル (Bq)」は、放射性物質が放射線を出す能力（1秒間に崩壊する原子核の個数）を表す単位、「グレイ (Gy)」は、放射線が物や人に当たったときに与えるエネルギーを表す単位、「シーベルト (Sv)」は、放射線による人体への影響度合いを表す単位である（大気中の1 Gyは1 Svに換算できる。）。

(3) 避難指示等

ア 内閣総理大臣は、原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年3月11日19時頃、原子力緊急事態宣言を発し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置し、本件原発から半径3km圏内に居住している住民に対し避難指示、3kmから10km圏内の住民に対し屋内退避指示を出した。

同月12日、避難指示が本件原発から20km圏内の住民に対するものに拡大された。

同月15日、本件原発から20kmから30km圏内の住民に対し、屋内退避指示が出された。

同年4月22日、本件原発から20km圏内が、「警戒区域」（緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命じられる区域）に設定された。20km圏外の地域については、屋内退避指示が解除されるとともに、本件事故発生後1年間の積算放射線量が20mSvに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」（当該区域の居住者等は、原則として概ね1か月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこととされる区域）に、30km圏内で計画的避難区域に設定されていない区域が「緊急時避難準備区域」（当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことなどとされる区域）に設定された。

同年6月30日以降、警戒区域や計画的避難区域の外で、本件事故発生後1年間の積算放射線量が20mSvに達するおそれのある地点が、「特定避難勧奨地点」（当該地域に居住する住民に対して、注意喚起、自主避難の支援・促進が行われる地点）に設定された。

平成24年4月1日以降、警戒区域と計画的避難準備区域の一部について

て、年間積算放射線量が20 mSv以下になることが確実とされた区域が「避難指示解除準備区域」（主要道路における通過交通，住民の一時帰宅等が柔軟に認められる区域）に，20 mSvを超えるおそれがあり，住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続が求められる区域が「居住制限区域」（基本的に計画的避難区域と同様の運用が行われるが，住民の一時帰宅等が認められる区域）に，5年間を経過してもなお，年間積算線量が20 mSvを下回らないおそれがあり，年間積算線量が50 mSvを超える区域が「帰宅困難区域」（区域境界において，物理的防護措置を実施し，住民に対し避難の徹底が求められる区域）に設定された。

イ 原告らは避難等の指示を受けておらず，郡山の住居の所在地は，警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域のいずれの区域にも含まれておらず，特定避難勧奨地点にも当たらない。

(4) 原告らによる避難等（甲C35）

原告Eを除く原告らは，平成23年3月13日，福島県会津地方を目指して避難を開始し，同日は同地方の旅館に宿泊した。同月14日，Fの従業員であるR，S，P，Iと，Sの子1名，Iの妻，母，子3名が合流して，合計14名で行動を共にすることになり，同14名は，同日，同地方に所在する従業員の実家に泊まった。

同月15日，上記14名は，新潟県に向かい，同日及び同月16日は，同県糸魚川市のホテルに宿泊した。

その後，上記14名は金沢市を目指し，同月17日から同月19日までは，同市のホテルに宿泊した（甲C1）。同月20日以降，上記14名は，同市において，金沢市1町m丁目n所在の2つの賃貸物件（以下，併せて「金沢の住居」という。）に分かれて生活を始めた（甲C3の1ないし3の4）。

同年5月16日，福島県郡山市に戻ることを決めたPを除いた上記13名は，金沢の住居から京都市f区de町g番地h所在の建物（以下「dの住

居」という。)へ移転した(甲C6)。

同年9月頃、Iとその家族合計6名は、dの住居から京都市の他の場所へ転居した。

同月30日、原告ら、R、S及びその子の合計8名は、京都市o区p q町r番地所在のs号室(以下「pの住居」という。)へ移転した(甲C10)。

平成24年9月にRが、同年10月頃にS及びその子が、それぞれdの住居から転居した。

平成26年4月頃、原告らは、pの住居から兵庫県芦屋市t町u番v号所在の建物(以下「芦屋の住居」という。)へ移転した。

(5) 自主避難者に対する賠償等

ア 本件事故を受けて、原賠法に基づき、文部科学省において原子力損害賠償紛争審査会が設置された。

同審査会は、平成23年8月5日、本件事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下「中間指針」という。)を決定・公表した。これにより、避難指示が出た区域、屋内退避指示が出た区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域(以下、併せて「避難指示等対象区域」という。)を対象区域、本件事故が発生した後に避難指示等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに続く同区域外滞在を余儀なくされた者等を対象者として、避難等の指示等に係る損害の範囲に関する考え方が示された(以上、乙3)。

同年12月6日、第一次中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)が決定・公表された。これにより、郡山市を含む福島県の一部の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域(以下「自主避難等対象区域」という。)を対象区域、本件事故発生時に自主避難等対象区域内に生活の本拠としての住所があった者(以下「自主避難等対象者」という。)等を対

象者として、原賠法に基づく賠償が認められるべき一定の範囲が示された（以上、乙2）。

避難区域等の見直しなどを踏まえて、平成24年3月16日、第二次中間指針追補（以下、中間指針第一次追補と併せて「中間指針追補」といい、中間指針と中間指針追補を併せて「中間指針等」という。）が決定・公表された。これにより、中間指針及び第一次中間指針追補の対象となった損害等に関し、今後の検討事項とされていたことなどについての考え方が示された（以上、乙4）。

イ 原告らが対象とされている中間指針追補の内容は以下のとおりである。

(ア) 中間指針第一次追補

自主避難等対象者が受けた損害のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安により自主避難等対象区域内の住居から自主避難を行った場合における、①自主避難によって生じた生活費の増加費用、②自主避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰宅に要した移動費用が、一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

上記①ないし③に係る損害額の算定に当たっては、自主避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月31日までの損害として一人40万円を目安とし、その他の自主避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

(イ) 中間指針第二次追補

中間指針第一次追補において示した自主避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

すなわち、少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘

案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

上記場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として中間指針第一次追補で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

ウ 被告は、中間指針追補等を踏まえて、本件事故発生時に自主避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者等を対象にして、平成24年2月28日に、平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、同期間を対象期間として、40万円（これらの者で対象期間中に自主避難をした者に対しては追加的に20万円）を、これらの者以外の者に対しては、同年3月11日から同年4月22日までを対象期間として、8万円を賠償する方針を示した上で、平成24年12月5日に、同年1月1日から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、同期間を対象期間として、8万円を、これらの者以外の者に対しては、対象期間を設定せず、4万円を賠償する方針を示した（乙5，6）。

(6) 被告の原告らに対する賠償

被告は、前記(5)ウ記載の方針に基づき、平成25年7月19日、原告Aに対し8万円、原告B，原告C，原告D，原告Eに対しそれぞれ60万円を賠償し、同年8月28日、原告A，原告Bに対しそれぞれ4万円、原告C，原告D，原告Eに対しそれぞれ12万円を賠償した（乙21）。

3 争点

(1) 原告Aが支出した自主避難に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある

損害に当たるか（争点1）

- (2) 原告Aが支出した通院に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点2）
- (3) 原告Aの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点3）
- (4) 原告Bの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点4）
- (5) 本件事故と相当因果関係のある原告らの慰謝料額（争点5）
- (6) 原告Aの放射能測定費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点6）
- (7) 本件事故が原告Aの精神疾患に寄与した度合（争点7）
- (8) 本件事故と相当因果関係のある損害は、中間指針追補により示された損害に限られるか（争点8）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 原告Aが支出した自主避難に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点1）

（原告らの主張）

ア 損害の内訳等

原告Aが支出した費用は以下のとおりである。なお、これらの費用には、共に避難していたFの従業員及びその家族のために支払ったものも含まれているが、原告Aが立場上これらの者の避難に伴う費用を負担することには合理性がある。

① 交通費 1万8100円

福島県郡山市から、同県会津地方、新潟県糸魚川市、金沢市を經由して、京都市に至るまでのガソリン代9100円（総走行距離700km）と高速道路料金9000円（糸魚川インターチェンジから金沢西インタ

ーチェンジまでの料金3500円と同インターチェンジから京都東インターチェンジまでの料金5500円の合計)の合計である。

② 転居費用 17万6200円

金沢の住居からdの住居への移転費用9万7000円とdの住居からpの住居への移転費用7万9200円の合計である。

③ 金沢市のホテルの宿泊代 10万6500円

④ 金沢の住居の賃料等 54万5499円

金沢の住居に係る賃貸借契約の締結のために又は同契約に基づいて支払った、保険料4万円、礼金16万5000円と平成23年3月20日から同年5月20日までの家賃34万0499円の合計である。

⑤ 金沢市での車庫証明事務代行手数料 6300円

⑥ dの住居の賃料等 130万3226円

dの住居に係る賃貸借契約の締結のために又は同契約に基づいて支払った、礼金40万円、平成23年5月分日割家賃(16日から31日まで)10万3226円と同年6月分ないし9月分月額20万円の家賃の合計である。

⑦ pの住居の賃料等 435万3515円

pの住居に係る賃貸借契約の締結のために又は同契約に基づいて支払った、礼金60万円、住宅保険2万6700円、賃貸保証料15万2608円、契約事務手数料1万0500円、仲介手数料9万1875円、平成23年9月分日割家賃(25日から30日まで)3万8152円、同年10月分ないし平成25年3月分の月額17万5000円の家賃、月額1万5760円の管理費の合計である。

⑧ 金沢市での生活を始めるに際し、電化製品、家財等を購入した費用
72万9960円

⑨ 家財道具をそろえるための費用 107万4293円

(以下、これら①ないし⑨の各費用を、その番号に従い「本件避難費用①」などという。)

イ 京都市への転居

原告Eを除く原告らが京都市へ転居したのは、金沢市で起業しようとしたものの、その見通しが立たず、また、同市で受けた本件事故の避難者に対する差別的視線に耐え難さを感じたためである。

原告らによる自主避難は、Fの代表取締役である原告Aが、その従業員に避難を勧めた結果、原告ら家族、従業員及びその家族という大人数で行われたものであって、原告Aが立場上、共に避難した者全員の生計を維持するために、皆で起業しようとすることは合理的である。また、原告Aらが地縁のない金沢市で新たに起こした事業が軌道に乗るまでには時間を要すること、本件事故の避難者が差別的言動を受けることは各地で問題となっていることからすると、原告らが金沢市に滞在中、差別的言動を受け、それから逃れるために更なる転居をしたことはやむを得ないところである。

加えて、収入を得る見込みがないままに金沢市に留まっていた場合、京都市へ転居した場合以上に原告Aのストレスは増加していたから、同人の精神の健全性を保つという観点からも、京都市への転居は合理的な選択であった。

したがって、原告らの京都市への転居は、自主避難者として合理的な行動であり、本件事故と京都市への転居との相当因果関係はある。

ウ 自主避難の合理性が認められる期間

以下のとおり、現在においてもなお、福島県郡山市においては、居住する上で、また、特に子供を育てる上での健康被害のおそれが否定できない。一般人、通常人の認識を基礎に考えれば、現在に至るまで原告らが自主避難を続けることに合理性があることは明白である。

(ア) 空間線量

我が国の法令は、一般公衆に対して、実効線量（全身が均等に照射されても不均等に照射されても、また放射線の線質が変わっても、確率的影響が起きる確率を表現するように作られた線量概念）年間1 mSvを超える被ばくをさせないように求めている。この趣旨は、年間1 mSvを超える被ばくが一般公衆の健康に悪影響を及ぼすリスクを有するために、一般公衆に同リスクを回避させる点にある。

低線量被ばくによる発がんリスクを過小評価している国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に従っても、本件原発から何らの便益を受けていなかった原告らが、年間1 mSv以上の被ばくを避けるべきことは当然といえるし、年間1 mSvの被ばくであっても健康被害のリスクを否定できないのは国際的認識となっている。

環境省は、毎時0.23 μ Svが年間追加被ばく線量1 mSvに相当するとしているところ、この計算は毎時1 μ Sv以下の環境では妥当せず、毎時0.15 μ Svを超える空間線量が測定された場合には、追加被ばく線量が年間1 mSvを超えるものと考えべきである。そして、現在の福島県郡山市は、空間線量が毎時0.15 μ Svを超える環境にあり、今後空間線量の顕著な減少は期待できない。

(イ) 土壌に含まれるセシウム137の量

我が国の法令は、放射性物質によって汚染される物の表面の放射性物質の密度が、セシウム137の場合で1 m²当たり4万Bqを超えるおそれのある区域を「放射線管理区域」とした上で、同区域への人の不必要な立入りを防止することなどを定めている。こうした定めは、放射線管理区域の基準を超える放射線環境に一定以上滞在することによって、その者の健康に無視できないリスクがあるとの認識を前提とするものである。

平成24年10月31日から同年12月28日までの期間、福島県郡山市の土壌のほぼ全域が、セシウム137によって1 m²当たり4万Bqを

超える状態に汚染されており、この状態は現在も続いている。

- (ウ) チェルノブイリ原子力発電所の事故（以下「チェルノブイリ原発事故」という。）の影響

チェルノブイリ原発事故後、ウクライナにおいて「汚染地域」（土壌汚染のセシウム濃度が1㎡当たり37ないし555kBq又は年間推定被ばく線量が0.5ないし5mSvの地域）とされた地域に居住する子供のうち健康な子供の数が減少するなどしているが、福島県郡山市は、土壌汚染の点からも、被ばく線量の点からも、汚染地域に相当する。

- (エ) 福島県内の住民の健康被害

福島県は、本件事故後、県民健康管理調査として、福島県民のうち本件事故時に18歳以下であった子供全員に対して甲状腺検査を実施し、順次その結果を公表している。これによれば、小児甲状腺がんは100万人当たり約3.3人に発症する疾患であるにもかかわらず、福島県で発見された小児甲状腺がん罹患者は137人にのぼる。

- (被告の主張)

- ア 本件事故と相当因果関係の認められる損害の範囲

- (ア) 本件避難費用①、③ないし⑤に関する支払の事実及びその合理性は認める。

しかし、上記支払については、原告Eを除く原告らと共に自主避難したFの従業員及びその家族のために原告Aが立て替えて支払ったものが含まれているから、本件事故と相当因果関係のある損害は、上記支払に係る代金合計67万6399円を14（共に避難している人数）で除して、4（原告Eを除いた原告らの人数）を乗じた19万3257円である。

- (イ) 本件避難費用⑧についても概ね同様であり、本件事故と相当因果関係のある損害は、同額を15（共に避難している人数）で除して、5（原

告らの人数) を乗じた 24 万 3320 円である。

- (ウ) 本件避難費用⑨のうち、京都市へ転居するまでの購入に係る費用については、消費した既存の物の買換えと思われる購入に係る費用を除いた 28 万 5817 円の支払の事実及びその合理性は認める。しかし、京都市への転居以後の購入に係る費用については、後記イ記載のとおり、本件事故と相当因果関係がない。

したがって、家財道具をそろえるための費用については、上記 28 万 5817 円を 14 (共に避難している人数) で除して、4 (原告 E を除いた原告らの人数) を乗じた 8 万 1662 円が本件事故と相当因果関係のある損害である。

- (エ) その他の本件避難費用②、⑥、⑦については、原告らが京都市に転居したことに伴って生じたものであるから、本件事故との相当因果関係はない。

もっとも、後記ウ記載のとおり、平成 24 年 8 月 31 日までは自主避難を続けることに合理性が認められるから、同日まで福島県郡山市に戻らず、合理的な自主避難を継続していた場合に支出したであろう最低限の支出の限度では、本件事故と相当因果関係のある損害であることを認める。

具体的には、d の住居への移転日である平成 23 年 5 月 16 日から原告 E が出生する前日である同年 8 月 10 日までについて、金沢の住居の家賃合計 46 万 8389 円を 13 (共に避難している人数) で除して、4 (原告 E を除いた原告らの人数) を乗じた 14 万 4120 円と、同月 11 日から p の住居への転居の日である同年 9 月 30 日までについて、金沢の住居の家賃合計 27 万 6775 円を 14 (共に避難している人数) で除して、5 (原告らの人数) を乗じた 9 万 8849 円と、同年 10 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までについて、金沢の住居のうち 1

件分の家賃合計 88 万円を 8（共に避難している人数）で除して、5（原告らの人数）を乗じた 55 万円の合計 79 万 2969 円が本件事故と相当因果関係のある損害である。

イ 京都市への転居

原告 E を除く原告らが、金沢の住居を借り、同所を当面の避難先としたことについては合理性がある。

しかし、自主避難は、本件事故により避難を余儀なくされたわけではない者が、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱え、その危険を回避するために行うものであって、あくまでも暫定的な性格を有するものである。このような自主避難の性格からすると、原告らが、自主避難先において起業を構想したが、その見通しが立たないために京都市に転居したことは、自主避難の目的とかけ離れた、原告らの独自の判断によるものというべきであるから、本件事故と京都市への転居との相当因果関係はない。

ウ 自主避難の合理性が認められる期間

前記イ記載の自主避難の性格からすると、自主避難の合理性が認められる期間は、本件事故による放射線被ばくの危険が相当程度解消されたと解される時期までであり、その時期については放射線量等の動向を踏まえ、平均的・一般的な人を基準に判断すべきである。

福島県郡山市内の放射線量は、平成 23 年 8 月下旬には、毎時 1 μ Sv（年間積算線量は約 6.4 mSv）を下回るようになったところ、この程度の放射線による発がんリスクは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほどに小さいことなどからすると、同月頃には、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱え、その危険を回避するために自主避難を行う必要性は低下していた。

その後、同年 12 月 22 日、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめた報告書（以下「WG 報告書」という。）

が公表され、本件事故により年間20 mSvを超える放射線を被ばくした住民はわずかであり、年間20 mSvの被ばくによる健康リスクは他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いことなどが報告された。平成24年4月26日、福島県において設置された「県民健康管理調査検討委員会」によって、本件事故に関する被ばく線量について、健康に影響を及ぼすリスクは、他の生活習慣と関連する健康リスクに比べ低いと予想されることが報告された。

これらの情報は国民に広く公開されており、このような被ばく線量等に関する情報公開の推移に加えて、福島県郡山市に居住していた18歳未満の者のうち同月時点において自主避難を行っている者は約4.7%の割合にとどまることを勘案すれば、遅くとも同年8月31日（中間指針等に基づき被告が18歳以下及び妊娠していた者について精神的損害等を賠償する対象期間の終期）までの間に、平均的・一般的な人が同市において「放射線被ばくによる健康影響があるとは考えにくい」との情報を得ることは可能であり、これらの情報を踏まえて、平均的・一般的な人を基準に判断すれば、放射線被ばくへの恐怖や不安が相当程度解消されたと考えられるので、同日を超えて自主避難を継続することに相当性・合理性があるとはいえない。

(2) 原告Aが支出した通院に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点2）

（原告らの主張）

ア 損害の内訳

① 治療費（文書料を含む） 33万5980円

平成27年6月2日までの診察等に要した医療費の合計である。

② 通院交通費 2万5652円

京都市〇区内の医療法人Q会M病院（以下「M病院」という。）への

通院に要した交通費である。M病院へは合計71回通院したところ、平成26年3月17日までの合計55回の通院はpの住居から自動車によって、同年4月21日から平成27年6月22日までの合計16回の通院は芦屋の住居から電車及び自動車によって行った。pの住居からの交通費は通院1回当たり140円、芦屋の住居からの交通費は1回当たり1122円である。

③ 通院による慰謝料 250万円

通院期間、回数、病状等に鑑みれば、250万円が相当である。

イ 精神疾患との相当因果関係

原告Aは、本件事故によって、福島県で築いてきた人間関係等を断ち切り、経営が軌道に乗っていたFや安定した生活を捨てることとなり、地縁のない金沢市や京都市で、公的支援もない中で、共に自主避難をしてきたFの従業員及びその家族との共同生活や起業を強いられた。避難先では、福島県から来た本件事故の避難者であることを理由とした差別的視線や、同県に留まった者からの非難に苦しむこととなった。同県郡山市は現在においても高線量であり、今後相当の期間、帰還することができないと見込まれる。また、原告Aは自主避難者であるものの、強制避難の対象者と異なり、自主避難者には社会的支援がない上、避難をしない又は避難後福島県に帰還するといった選択肢があることから、強制避難の対象者に比べても避難によって受けたストレスは深刻である。

このように、本件事故によって生じた原告Aの不安、ストレス、プレッシャーは甚大なものであり、様々な心労が重なった結果として、原告Aは、不眠症、うつ病に罹患し、抑うつ状態になり、胸膜炎の症状を起こし、PTSDに罹患したのであるから、これらの疾患への罹患と本件事故との相当因果関係がある。

(被告の主張)

ア 原告Aの症状

原告Aは、胸膜炎と診断されているものの、胸部X線撮影によってその所見が認められておらず、その発症の主要因が本件事故による避難と考えることもできない。また、その後にPTSDと診断されているものの、その診断をした医師自身が、PTSDの診断基準を満たしているか明言できない旨を述べていること、心的外傷を受けてから6か月経過後にPTSDが発症することはまれであるところ、上記診断は平成23年11月18日にされていること、原告Aは自主避難者であること、本件事故を目の当たりにしたわけではなく、同人には外傷的な出来事が再体験され続けているという症状もないことからすると、同人がPTSDを発症したとはいえない。

イ 精神疾患との相当因果関係

自主避難等対象区域の住人のほとんどは、自主避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けているところ、それらの者の中でうつ病等の精神疾患罹患患者が増加したとの情報は見当たらないこと、自主避難者は、政府の指示等によって避難を余儀なくされたものに比べ、避難するか否か、避難時期、場所等を選択する余地が広く、受けるストレスの程度は低いこと、自主避難者の中にうつ病等の精神疾患罹患患者が多いとの情報も特段見当たらないことからすると、原告Aがうつ病に罹患したのは同人の内部要因が寄与した結果であり、うつ病への罹患と本件事故との条件関係は存在しない。

仮にうつ病への罹患との条件関係が存在するとしても、原告Aの避難生活に関する一連の経過に鑑みれば、同人の体調の悪化の原因は、京都市に転居した後の様々な生活上の変化にあると考えられる。そして、京都市への転居に自主避難としての合理性はないから、原告Aがうつ病等の精神疾患に罹患することを被告において予見し又は予見できたとはいえず、精神疾患への罹患と本件事故との相当因果関係はない。

したがって、原告Aが支出した通院に伴う費用は本件事故と相当因果関係のある損害ではない。

(3) 原告Aの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点3）

（原告らの主張）

ア 基準額及び就労不能期間

原告Aは、本件事故によって、福島県郡山市からの避難を余儀なくされ、精神疾患に罹患した結果、Fの業務に携わることができなくなった上、避難先において新たな仕事に従事することもできなくなり、その状態は現在も続いている。

本件事故以前、Fの経営は拡大の一途を辿っており、本件事故がなければ、原告Aは、引き続きFの代表取締役として月額120万円の報酬を得ることができていたから、基準額を120万円、平成23年3月から口頭弁論終結日までを就労不能期間として、本件事故に伴う休業損害が認められるべきである。

イ Fからの送金

被告は、原告Aが本件事故後にFから受領した800万8809円、Gから受領した650万円を休業損害から控除すべきであると主張するが、以下のとおり失当である。

すなわち、F又はGからの原告Aへの送金は、原告Aが同社の金員を管理するためのもの又は実質的にはGからの借入れというべきものであって、上記各金員は役員報酬又はこれと同視すべきものではない。

ウ 被告の主張に対する反論

本件事故後、Fが経営するクラブである「H」のフロア規模が縮小し、開店が遅れたのは、本件事故によってFの従業員が離散したことが原因である。Hは当時福島県郡山市で最も流行っていたクラブであり、本件事故

がなければ、従来の規模で、本件地震後速やかに営業を再開し、原告AはFから従前どおりの報酬を受領できた。

また、被告は、原告Aは避難先から役員としての職責を果たせたと主張するが、遠方においてFの業務に全く関わることのできない同人が、年齢の若い同社の新代表取締役役に報酬を請求できるはずはない。

(被告の主張)

ア Fの経営判断による減収

福島県郡山市内の繁華街の飲食店の多くは、平成23年4月までには営業を再開しているところ、Fの経営する飲食店は、同じ繁華街の別のビルに移転し、フロア規模を3分の1程度に縮小した上で、同年6月に営業を再開している。そうすると、Fの経営する飲食店は、本件事故とは関係のない同社の経営判断に従って、本件事故時から同年5月までの間営業をしていなかったと考えられるから、その間原告Aに対し報酬が支払われなかったとしても、これが本件事故に基づくものということとはできない。また、Fの経営判断としてのフロア規模の縮小に伴い、同社の収益も相当程度減収するはずであるから、仮に休業損害が認められたとしても、本件事故前と同額の報酬は見込まれない。

イ 原告A自らの判断による減収

原告Aは、自主避難後も、避難先から福島県郡山市に居住するFの従業員らに指示するなどの方法により、役員としての職責を果たすことが可能であったから、原告AがFの経営に関与せず、同社から報酬を受け取らなかったとしても、それは本件事故とは関係のない、自らの選択によるものというべきであるから、原告Aの減収と本件事故との相当因果関係はない。

ウ 基準額及び就労不能期間

(ア) 原告AのFにおける立場や同人が同社の大株主でありながら株式の配当を受けていなかったことからすると、同社の同人への報酬は役員報酬

としての性格を有するものであり、同報酬中労務対価相当分は1か月当たり96万円を超えないと考えるべきであり、休業損害の基準額は同額を超えない。

(イ) 原告Aのうつ病への罹患と本件事故との相当因果関係はないから、うつ病を原因とする就労不能に係る損害と本件事故との相当因果関係もない。

そして、一般的に、自主避難により就労不能となる事態は合理的に想定されるものの、休業損害が認められ得る期間は、避難先での就職等によって収入の糧を得ることを合理的に期待できる時期までの期間に限られるべきである。そして、ADR手続において自主避難者に対する就労不能損害の賠償期間は本件事故後6か月とされるのが一般的であることを考慮すれば、上記期間は本件事故後6か月と考えるべきである。

エ Fからの送金

原告Aは、本件事故後、Fから5回にわたって合計800万8809円の送金を受けている。これらの送金に明確な理由はなく、送金された金員について、原告Aは、Fから返還を求められたことも、同社に対して返還債務を負う意思を表明したこともないことからすると、同金員は、原告Aに対する役員報酬又はこれと同視すべきものである。

また、原告Aは、本件事故後、Gからも、26回にわたって合計650万円の送金を受けている。かかる送金の原資は、GがFから受け取った役員報酬と考えられるから、同人の報酬には、原告Aへの送金原資が含まれている。すなわち、原告Aは、Gを介してFから上記650万円を受領している。そして、これについても同様に、役員報酬又はこれと同視すべき金員である。

したがって、休業損害が認められるとしても、1450万8809円が控除されるべきである。

(4) 原告Bの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点4）

（原告らの主張）

ア 基準額及び就労不能期間

原告Bは、本件事故によって、福島県郡山市からの避難を余儀なくされ、Fの業務に携わることができなくなった上、避難先においても、幼い原告D及び原告Eの養育、疾患に罹患した原告Aの世話等のために就労ができず、その状態は現在も続いている。

本件事故がなければ、原告Bは、育児については親戚の援助が得られ、疾患に罹患した原告Aの世話の必要もなかった以上、Fから月額40万円の報酬を得ることができた。にもかかわらず、本件事故によって、平成23年3月以降、原告BはF等から報酬を得ていない。そのため、基準額を40万円、平成23年3月から平成27年9月15日までを就労不能期間として、休業損害が認められるべきである。

イ 被告の主張に対する反論

前記(3)（原告らの主張）イ記載の主張と同様である。

（被告の主張）

前記(3)（被告の主張）ア、イ、ウ(イ)記載の主張と同様である。

原告Bも、Fから役員報酬を得ていたと考えられるから、同報酬中労務対価相当分は1か月当たり32万円を超えないと考えるべきであり、休業損害の基準額は同額を超えない。

(5) 本件事故と相当因果関係のある原告らの慰謝料額（争点5）

（原告らの主張）

ア 原子炉施設の運転に当たる事業者たる被告は、同施設の安全性が確保されないときは、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、こうした災害が万が一にも起こらないようにするために、同施設の安全確保を図

る責任を負っていたにもかかわらず、本件事故当時想定可能であった津波への対策を講じることなく本件事故に直面したのであるから、本件事故については被告の極めて重大な過失が存在する。

イ 前記(2)（原告らの主張）ア記載のとおり、本件事故によって原告Aは様々な精神的苦痛を被っており、疾患に罹患したことによる苦痛を除いても、慰謝料額としては少なくとも2000万円が相当である。

ウ 原告Bは、本件事故によって、福島県で築いてきた人間関係等を断ち切り、安定した生活を捨て、地縁のない金沢市や京都市で、公的支援もない中で、共に自主避難をしてきた自身の家族、Fの従業員及びその家族と共同生活を行うことを強いられた。自主避難開始時、原告Bは妊娠していたことや、その後原告Aが本件事故の影響で精神疾患に罹患したことも、原告Bの不安等を増幅させた。福島県郡山市は現在においても高線量であり、今後相当の期間帰還できないことが見込まれる。

このように、本件事故によって原告Bは様々な精神的苦痛を被っており、慰謝料額としては2000万円が相当である。

エ 原告Cは、本件事故当時小学校4年生であり、本件事故によって、福島県内の友人、教師、親族等と別れ、金沢市の小学校に転校することを余儀なくされた。同小学校においては、福島県から来たという理由でいじめられるなどし、その後更に京都市の小学校へ転校しなければならなかった。また、原告Aが本件事故の影響で精神疾患に罹患したことで、寂しい思いをしている。

このように、本件事故によって原告Cは様々な精神的苦痛を被っており、慰謝料額としては1000万円が相当である。

オ 原告Dは、本件事故当時2歳であり、本件事故によって、福島県内の友人、親族等と別れ、複数回の転居を余儀なくされた。また、原告Aが本件事故の影響で精神疾患に罹患したことで、寂しい思いをしている。

このように、本件事故によって原告Dは様々な精神的苦痛を被っており、慰謝料額としては500万円が相当である。

カ 原告Eは、京都市で生まれたが、原告Aが本件事故の影響で精神疾患に罹患し、原告Bが原告Aの世話等を余儀なくされたことなどによって、両親からかわいがってもらえず、精神的苦痛を被っており、慰謝料額としては300万円が相当である。

(被告の主張)

ア 原子力損害賠償責任は無過失責任であるから、本件事故に係る被告の過失の有無については認否の限りでない。中間指針等を踏まえて、既に多数の者に精神的損害を含めた賠償を行っている実情があり、公平の観点を勘案すれば、本件訴訟において、本件事故に係る被告の過失の有無を審理することは相当でない。ただし、過失の存在は否認ないし争う。

イ 中間指針等に基づく被告の賠償基準に従えば、原告Aに対する賠償額（生活費の増額費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛の合計額）は12万円となるどころ、同人は、自身の家族のほか、Fの従業員及びその家族合計14名で自主避難を行ったこと、その際、内縁の妻である原告Bは妊娠中であったこと、原告Aは一般の成人男性であることなどを考慮すると、同人への慰謝料額としては、平成23年4月22日までを対象期間として、多くとも4万円が相当である。

ウ 中間指針等に基づく被告の賠償基準に従えば、原告Bに対する賠償額（生活費の増額費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛の合計額）は64万円となるどころ、生活費の増額費用と避難及び帰宅に要した移動費用は原告Aとの関係で考慮済みであること、原告Bは自主避難開始時妊娠しており、平成23年8月11日に原告Eを出産していることなどを考慮すると、同人への慰謝料額としては、同年12月31日までを対象期間として、多くとも20万円が相当である。

エ 原告C, 原告D, 原告Eの精神的苦痛については, 中間指針等に基づく被告の賠償基準によっても, 自主避難開始時に出生していたか否かによって賠償額に差異が設けられておらず, 同等に評価するのが公平である。

中間指針等に基づく被告の賠償基準に従えば, 上記3名に対する賠償額(生活費の増額費用, 避難及び帰宅に要した移動費用, 精神的苦痛の合計額)は各72万円となる。生活費の増額費用と避難及び帰宅に要した移動費用は原告Aとの関係で考慮済みであること, 同3名は自主避難時18歳未満であったことなどを考慮すると, 同3名への慰謝料額としては, 平成24年8月31日までを対象期間として, 多くとも各26万円が相当である。

(6) 原告Aの放射能測定費用は, 本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか(争点6)

(原告らの主張)

原告Aは, 株式会社Tに対し, 本件事故によって必要となった郡山の住居周辺路上の線量測定の対価として10万円を支払った。同費用は本件事故と相当因果関係のある損害に当たる。

(被告の主張)

原告Aの依頼した放射線量の測定は, 自主避難の合理的期間経過後の平成25年6月に行われており, 本件事故によって同測定が余儀なくされたとはいえないから, これに要した費用と本件事故との因果関係は存在しない。

(7) 本件事故が原告Aの精神疾患に寄与した度合(争点7)

(被告の主張)

仮に原告Aの精神疾患と本件事故との相当因果関係が認められるとしても, 賠償額を算定するに当たっては, 損害の公平な分担の見地から, 精神疾患が本件事故による自主避難によって通常発生する程度, 範囲を超えるものか否か, その発症, 悪化につき原告Aの心因的要因がどの程度寄与しているか,

原告Aは損害の回避又は軽減義務に反する行動をとったか否かといった事情を考慮する必要がある。

前記（被告の主張）のとおり，自主避難者の中にうつ病等の精神疾患罹患者が多いとの事実はなく，原告Aは，自主避難としての合理的期間を超えて自主避難を続けている上，自主避難としての合理性のない京都市への転居を行っていること，本件事故がなくとも事故以前の収入が得られていたとはいえないことなどに鑑みれば，原告Aの精神疾患の原因が全て本件事故にあるとはいえず，被告の賠償額は減額されなければならない。

（原告らの主張）

原告A側の要因が同人の精神疾患の発症，悪化に寄与しているとしても，これを賠償額の決定に当たって斟酌すべきか否かは，損害の公平な分担の見地から，慎重に判断されなければならない。

前記（原告らの主張）のとおり，現在まで自主避難を続けることや京都市へ転居することに合理性があること，原告Aの精神疾患の発症，悪化には本件事故が大きく寄与していることからすると，同発症，悪化について原告A側の要因は何ら寄与していない，あるいは寄与の度合いは小さい。これに加えて，本件事故は被告の重大な過失によって引き起こされたものであることを考えれば，原告Aによる何らかの寄与を認めて被告の賠償額を算定することは許されない。

(8) 本件事故と相当因果関係のある損害は，中間指針等により示された損害に限られるか（争点8）

（被告の主張）

自主避難者に対する損害賠償の指針を示した中間指針追補において，自主避難者に対して賠償すべき損害として，生活費の増加費用，精神的損害（苦痛），避難及び帰宅に要した移動費用の3項目のみが掲げられ，かつ，具体的金額を挙げた上で，一定の範囲で賠償すべきとされていることからすると，

自主避難者に対する損害の賠償は、上記3項目について、具体的に挙げられた賠償金額においてなされるべきであり、同項目以外の項目又は同賠償金額を超える損害については、特段の事情がない限り、本件事故との相当因果関係はない。

そのため、自主避難者である原告らにおいて、本件事故との相当因果関係が認められる損害としては、平成23年3月11日から同年12月31日までの期間（原告Aは同年4月22日までの期間）に関して、原告Aは8万円、原告B、原告C、原告D、原告Eは各60万円、平成24年1月1日から同年8月31日までの期間に関して、原告A、原告Bは追加的費用等として各4万円、原告C、原告D、原告Eは追加的費用等及び精神的損害等として各12万円に限られる。

（原告らの主張）

中間指針等は、原賠法に基づき、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として策定されたものであって、裁判規範になるものではない。また、中間指針等において対象とされなかった損害についても、個別具体的な事情に応じて本件事故と相当因果関係のある損害と認められることがあり得ることは中間指針等自体が述べていることである。

したがって、本件事故と相当因果関係のある損害は、中間指針追補により示された損害に限られることはなく、被告の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

- 1 基礎となる事実、証拠（甲A3、4、21、22、C32、33、35、52）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

- (1) 原告らの生活歴等（甲C35、52）

ア 本件事故以前

原告A、原告Bは、福島県二本松市の出身である。

両者は結婚後、同市において新居を構え、原告A、原告B、原告Cは、平成19年、同所から同県郡山市へ転居した。

原告Aは、平成21年10月16日、郡山の住居を購入し、原告Eを除く原告らは、その頃、同所へ移転した（甲A4）。

原告Eを除く原告らは、福島県外で居住したことはなかった。

イ 本件事故以後

原告らは、平成23年3月13日、原告Aが知人から本件事故の危険性を伝えられたことを契機とし、当時原告Bが妊娠中であり、原告C、原告Dが幼かったことを考慮し、先のことを考える余裕のないまま、2、3日分の着替えや通帳、印鑑等のみを携え、自主避難を開始した。原告Aは、Fの従業員に対しても避難を勧めた。

金沢市へ転居した後、原告Aは起業することとし、コンビニ経営や移動販売車を使った食品販売等を検討し、資料収集等をしたが、実現しなかった。

京都市への転居後も、原告Aは、起業すべく、コンビニ経営の準備を進めていたが、これも実現しなかった。

原告Aは、本件事故による自主避難以降、避難先において、Gに対するFの経営に関する助言、同社の取引先からの苦情電話への対応等を行っていた。

(2) Fの事業等

ア 本件事故前の状況

福島県郡山市でクラブを経営していた原告Aは、平成16年11月18日、クラブ経営の母体として有限会社Fを設立してその代表者となり、平成18年10月16日、商号変更等して現在のFとした。原告Bは、平成17年6月30日、有限会社Fの取締役就任し、同日以降、同社又はFの取締役である（以上、甲A3）。

原告Aは、Fの人事管理、営業全般を統轄し、毎日同社事務所や店舗に出勤し、長時間働いていた（甲C35）。

原告Bは、本件事故当時、子育てに関して実家の援助を受けつつ、Fの経理を担当し、毎日同社事務所に出勤していた（同前）。

Fは設立後、その規模や業務を順調に拡大させ、本件事故当時、Fの従業員数は、役員と正社員が合計12名、アルバイトが40名余であり、同社はクラブ「H」と喫茶店「N」を営業していた。Hの店長はGが務めていた（以上、甲C33、35）。

平成22年度の収支状況については、Hが1465万2995円の黒字、Nが105万8937円の赤字であった（甲C32）。

イ 本件事故後の状況

Fは、平成23年3月12日、Nの営業を廃止し、同年6月上旬までの間、Hの営業を停止していた（甲A22、C33、35）。

同年4月18日、原告AがFの代表取締役を辞任し、代わってGが就任した（甲A3）。

Fは、Hについて、同年6月上旬、店舗を移転し、フロア規模を3分の1程度に縮小した上で営業を再開した（甲A22、C33）。再開時、Hの従業員は2名を除いて集まらなかった（甲C33）。

原告Aは、平成24年11月30日、Fの取締役を辞任した（甲A3）。

ウ 株式の保有状況等

Fの発行済み株式総数は1万株であり、そのうち原告Aが8000株、原告BとIが1000株ずつ保有している（甲A21）。Fが株式の配当をしたことはない。

2 原告Aが支出した自主避難に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点1）

(1) 証拠（甲B52、65、76の1、77、C1ないし15、乙8、12、

19, 20, 27, 29ないし31, 50, 51, 87)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告Aによる支出等

原告Aは、本件避難費用①ないし⑨を、当時同人と共に避難していた全員のために負担した。

金沢の住居の家賃は2件併せて月額16万5000円（8万5000円と8万円の合計）であり、同住居の賃貸借契約は平成23年5月20日に解除された。

イ WG報告書

本件事故による放射性物質汚染対策の一つとして、原発事故の終息及び再発防止担当大臣の要請に基づき設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」による平成23年12月22日付けWG報告書には、以下の内容の記載がある（乙12）。

(ア) 科学的知見と国際的合意

放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見を確実に理解する必要がある。国際的合意としては、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠することが妥当である。

広島・長崎の原爆の人体に対する影響の調査は、その規模からも、調査の精緻さからも世界の放射線疫学研究の基本であり、UNSCEARも常に報告しているところである。一方、内部被ばくで多くの人たちが被ばくした事例としてチェルノブイリ原発事故がある。低線量の被ばくまで入れると子供を含めて500万人以上の周辺住民が被ばくしている。同事故に関する調査結果は、UNSCEAR、WHO、IAEA等の国際機関から詳細に報告されている。

(イ) 低線量被ばく者のリスク

低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被ばく者の半世紀以上に渡る精緻なデータに基づくものであり、国際的にも信頼性は高く、UNSCEARの報告書の中核を成している。

広島・長崎の原爆被ばく者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100 mSvを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。

国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100 mSv以下の被ばく線量（短時間に被ばくした場合の評価）では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。

被ばくしてから発がんまでには長期間を要する。したがって、100 mSv以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もある。

(ウ) 長期に渡る被ばく者の健康影響

低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100 mSvを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されている。

本件事故により環境中に放出された放射性物質による被ばく者の健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。

(エ) チェルノブイリ事故による影響，本件事故との比較

チェルノブイリ原発事故で小児の甲状腺がんが増加した原因は，事故直後数か月の間に放射性ヨウ素により汚染された牛乳の摂取による選択的な甲状腺への内部被ばくによるものとされている。

同事故により周辺住民の受けた平均線量は11万6000人の避難民で33 mSv，27万人の高レベル汚染地域住民で50 mSv超，600万人の低レベル汚染地域住民で10ないし20 mSvとされている（UNSCEAR 2008年報告による）。これらの周辺住民について，他の様々な疾患の増加を指摘する現場の医師等からの観察がある。しかし，UNSCEARやWHO，IAEA等国際機関における合意として，子供を含め一般住民では，白血病等他の疾患の増加は科学的に確認されていない。

ウクライナ住民で低線量の放射性セシウムの内部被ばくにより膀胱がんが増加したとの報告があるが，解析方法の問題や他の疫学調査の結果との矛盾等がある。低線量の放射性セシウムによる内部被ばくと膀胱がんのリスクとの因果関係は，国際的には認められていない。

チェルノブイリ原発事故における甲状腺被ばくよりも，本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり，被ばく線量は小さく，発がんリスクは非常に低いと考えられる。小児の甲状腺被ばく調査の結果によれば，本件事故による環境中の影響によって，チェルノブイリ原発事故の際のように大量の放射性ヨウ素を摂取したとは考えられない。

チェルノブイリ原発事故後の対応では，事故直後1年間の暫定線量限度を年間100 mSvとした上で，段階的に線量限度を引き下げ，事故後5年目以降に，年間5 mSvの基準を採用した。一方，本件事故においては，事故後1か月のうちに年間20 mSvを基準に避難区域を設定した。現時点までの本件事故における避難の対応は，チェルノブイリ原発事故

後の対応より厳格である。

本件事故は、チェルノブイリ原発事故と比べ、環境中に放出された放射線エネルギーが7分の1程度であり、地域住民に及ぼす健康影響の面で大きく異なる。

(オ) 放射線による健康リスクの考え方

放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方（直線しきい値なし（LNT）モデル）を採用する。これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。

LNTモデルの考え方に従って発がんリスクを比較した場合、年間20 mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。

(カ) ICRPの「参考レベル」

国際放射線防護委員会（ICRP）では、被ばくの状態を緊急時、現存、計画の3つのタイプに分類している。

その上で、緊急時及び現存被ばく状況での防護対策の計画・実施の目安として、それぞれについて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な「参考レベル」（全ての住民の被ばく線量がこれを直ちに下回らなければならないものではないが、そのレベルを下回るよう対策を講じ、被ばく線量を漸進的に下げていくためのもの）を設定し、住民の安全確保に活用することを提言している。具体的には、緊急時被ばく状況（原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避もしくは低減するために緊急活動を必要とする状況）の参考

レベルは年間20ないし100 mSvの範囲の中から、現存被ばく状況（緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならぬときに、既に存在している被ばく状況）の参考レベルは年間1ないし20 mSvの中から、それぞれ選択するよう提言している。

そして、計画被ばく状況においては、個人線量の制限は計画段階で適用可能で、その線量は上限とする値を超えないことを確実にするよう予測できるという意味で、参考レベルとは区別した、「線量拘束値」として、一般住民の被ばく（公衆被ばく）では状況に応じて年間1 mSv以下で選択するよう提言している。

ウ ICRPの勧告

ICRPは、「2007年勧告」の中で、線量拘束値も参考レベルも、「安全」と「危険」の境界を表したり、あるいは個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではないことを理解しなければならないとしている（乙29）。

また、ICRPは、平成23年3月21日、本件事故に関し、緊急時に公衆の防護のために、国の機関が、最も高い計画的な被ばく線量として20ないし100 mSvの範囲で参考レベルを設定すること、放射線源が制御された後の汚染地域において、国の機関が必要な防護措置を採る場合、長期間の後には放射線レベルを年間1 mSvへ低減するとして、参考レベルを年間1ないし20 mSvの範囲で設定することを勧告した（乙30）。

ICRPの勧告は、我が国をはじめとした各国の放射線防護関連法令の基礎となっている。本件事故を受けて出された政府の避難指示における避難基準である年間20 mSvの基準は、ICRPが勧告する緊急時被ばく状況における下限の基準を採用したものである（以上、乙29、31）。

エ 福島県における県民健康管理調査等

(ア) 福島県においては、平成23年10月以降、同県から委託を受けた福

島県立医科大学が、同県内外の医療機関等と連携して、本件事故当時18歳以下だった同県民を対象として、対象者の甲状腺の状況を把握することなどを目的に、甲状腺検査を行っている（甲B52、乙19。以下、この検査を「本件検査」という。）。

- (イ) 本件検査においては、甲状腺の超音波検査である一次検査が行われ、一次検査において、B判定（5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めた場合若しくはこれらを認めなかった場合で、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断された場合）又はC判定（甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する場合）とされた者が二次検査の対象となる。二次検査では、詳細な超音波検査、血液検査及び尿検査が行われ、必要に応じて穿刺吸引細胞診が実施される（以上、甲B52）。

平成26年6月30日時点における本件検査の結果は次のとおりである。すなわち、一次検査の結果が確定した29万5689人のうち、B判定の者が2236人、C判定の者が1人であり、二次検査の結果が確定した1848人のうち、104人が甲状腺がんについて「悪性ないし悪性疑い」との結果となった（甲B52）。

平成23年10月9日から平成27年4月30日までの間に行われた本件検査の結果によると、小児甲状腺がんの悪性ないし悪性疑いとされた者は113名にのぼる（甲B76の1）。

- (ウ) 環境省は、平成24年度に、青森県弘前市、甲府市、長崎市を対象地域とし、対象地域の3ないし18歳の子供合計4365人を対象者として、本件検査と同様の超音波検査を実施し、平成26年3月28日、検査の結果B判定とされた者44名のうち31名について、これらの者が自主的に受診した精密検査結果等に関する情報を収集し、甲状腺がん又は甲状腺がん疑いと診断された者は1名であったとの結果を公表した

(乙50)。

また、環境省は、平成26年3月、本件検査の結果と本件事故との因果関係について、本件検査を契機に甲状腺がんと診断された者について、WHOやUNSCEAR等の国際機関や、同年2月に環境省等が開催した「放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップ」に参加した国内外の専門家からは本件事故によるものとは考えにくいとされており、その理由としては、本件原発周辺地域の子供の甲状腺被ばく線量は総じて少ないこと、がんが見つかった者の本件事故時の年齢は、放射線に対する感受性が高いとされる幼児期でなく、10代が多かったことなどが挙げられる旨を示した(乙51)。

(エ) 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センターのホームページには、以下の内容の記載がある(乙19, 20)。

すなわち、平成23年10月から平成26年3月末までに、一回目の甲状腺(超音波)検査を実施するが、これは、甲状腺への放射線の影響が考えにくい時期に行う現状確認のための検査(先行検査)である。現在推計されている被ばく線量はチェルノブイリ原発事故に比較しても大幅に低く、さらに甲状腺がんの潜伏期を考え併せると、(先行検査を実施する)現時点で仮に甲状腺がんが発見されても、それは今回の被ばくの影響によるものではないと考えられる。現時点から数年の間に甲状腺がんが発見されても、それはスクリーニング効果とも呼ばれ、放射線によるものではなく、自然発症の頻度と考えられる。

(オ) 平成22年における小児(未成年者)の甲状腺がん罹患者数は、全体で1171万1558人の男児のうち12人、1115万6243人の女児のうち63人である(甲B77)。

オ 福島県郡山市における空間線量等

(ア) 福島県郡山市に設置されたモニタリングポストによって、平成23年3月15日14時5分に毎時8.26 μ Svの放射線量が測定されたが、この値はその後漸減し、同日16時10分以降毎時3.8 μ Svを下回るようになった(乙8)。

同市における放射線量の平均値は、平成24年8月時点で0.33 μ Svであり、平成26年8月以降、0.19 μ Svを下回るようになった(乙87)。

これらの情報は、福島県又は同県郡山市のホームページ等で公開されている。

(イ) 環境省は、被ばく線量年間1 mSvを1時間あたりに換算すると、以下のとおり、毎時0.19 μ Svと考えられる(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮蔽効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)としている(甲B65)。

毎時0.19 μ Sv \times (8時間 + 0.4 \times 16時間) \times 365日 \div 年間1 mSv

(ウ) 宇宙から地球に降り注いでいる宇宙放射線や土壤中、大気中、海水中に存在する放射性物質に由来する放射線を自然放射線という。人体は、食物摂取や呼吸を通じて放射性物質を体内に取り込んでいる(以上、乙27)。

世界平均で1人当たり年間約2.4 mSv、日本平均で1人当たり年間約1.5 mSvの自然放射線を受けるとされている。上記世界平均の内訳は、宇宙から0.39 mSv、大地から0.48 mSv、食べ物から0.29 mSv、空気中から1.26 mSvと見積もられている(同前)。

(2) 京都市への転居

ア 前記1(1)記載の事実、証拠(甲C35, 52)及び弁論の全趣旨によると、原告らは、①金沢市で新規事業(コンビニ経営や移動販売車を使った食品販売等)を計画したが、同所での見通しが立たなかったことから、起

業するには他の土地へ移る必要があると考えたこと、②福島県から来た本件事故の避難者であることを理由とした差別的視線を感じるなど、金沢市での生活になじめなかったこと、③共に避難している者の中に、京都市での生活にあこがれている者が多かったことから京都市へ転居したと認められる。

イ 自主避難先で計画した起業が奏功しなかったために更なる転居をしたとしても、放射線被ばくの危険を回避し、これが解消されるまでの間暫定的に避難を続けるという自主避難の性質に鑑みれば、起業は避難者として合理的な行動といい難く、起業が奏功しなかった責任は、本来的に当該避難者に帰すべきものと解されるから、特段の事情のない限り、上記のような更なる転居に伴う損害について賠償を求めることはできないと解するのが相当である。

原告らは、原告らの自主避難は、Fの従業員及びその家族を含む大人数で行われたものであり、起業はこれらの生計を維持するための合理的な選択であると主張する。しかし、前記1(2)記載のFの事業内容等を考慮しても、金沢市における起業（コンビニ経営や移動販売車を使った食品販売等）が、Fの従業員らの経験を十分に活かせるものであったと認めるに足りる事情はないし、共に避難している者で金沢市に地縁、人脈等がある者がいたわけでもない。そのため、原告らの自主避難の態様に着目しても、金沢市での起業が自主避難者としての合理的行動ということはできない。また、こうした事情は京都市での起業についても同様である。

したがって、原告らの京都市への転居に関して、上記特段の事情は認められない。

ウ 原告Eを除く原告らが、差別的視線を感じるなどし、金沢市における生活になじめなかったとしても、直ちに転居が必要となると解するのは困難であるし、京都市へ転居することで状況が好転する蓋然性も認められない。

エ 京都市への憧憬があったことが自主避難としての転居の理由となるものではないから、結局、原告らの京都市への転居に自主避難としての合理性を認めることはできない。

(3) 自主避難の合理性が認められる期間

ア 前記(1)イ，ウ記載のとおり，国際的合意に準拠したWG報告書において，放射線防護や放射線管理の立場から採用されたLNTモデルに従っても，年間20 mSvの被ばくによる発がんリスクは，他の発がん要因（喫煙，肥満，野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと，積算量100 mSvを長期間にわたり被ばくした場合は，短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されているところ，短時間に100 mSv以下の被ばくをした場合であっても，発がんリスクは他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため，放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていることが報告され，ICRPによって，本件事故に関し，計画的な被ばく線量として20ないし100 mSvの範囲で参考レベルと設定することが勧告されていることなどから窺える科学的知見等に照らせば，原告らの主張又は提出した証拠に示されている低線量被ばくの危険性等に関する様々な法規制，論文等の存在，内容を考慮したとしても，年間20 mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難といわざるを得ない。

本件事故は，我が国における未曾有の事態であり，福島県郡山市に居住していた原告Eを除く原告らが，同市から自主避難し，本件事故による危険性が残存し，又はこれに関する情報開示が十分になされていない期間中自主避難を続けることは相当であること，被告が，平成24年8月31日まで自主避難を続けることの合理性を争っていないことなどからすると，原告らが，同日までの間自主避難を続けることには合理性を認めることができる。もっとも，前記(1)イ記載のとおり，同年9月1日以降の福島県郡

山市内の放射線量は、年間 20 mSv に換算される 3.8 μ Sv 毎時を大きく下回っており、この情報は広く周知されていたと認められるから、同日以降、福島県郡山市については、本件事故による危険性が残存し、又は危険性に関する情報開示が十分になされていない状況にあったと認めることはできない、すなわち、自主避難を続けることの合理性は認められないというべきである。

イ これに対し、原告らは、平成 24 年 9 月 1 日以降も、福島県郡山市の土壌が汚染されていること、チェルノブイリ原発事故後に生じた被害に鑑みれば、本件事故後同市において子供の健康が害される事態が想定できること、本件事故の影響により小児甲状腺がん罹患者が増加していることから、同市へ戻ることには健康上のリスクが存在し、自主避難を続けざるを得ない旨を主張する。

しかし、同市において、住民の健康を害する程度の土壌汚染が進行していると認めるに足りる証拠はない。また、前記(1)イ記載のとおり、WG 報告書において、チェルノブイリ原発事故と本件事故とでは、事故後の対応や事故によって放出された放射線量等には差があるとされていることなどからすると、これらを同様に考えることはできない。さらに、本件検査の結果についても、前記(1)エ記載のとおり、本件事故の影響が比較的小さい他の地域における検査の結果との有意な差が示されていないことや、前記ア記載の科学的知見等を考慮すれば、本件事故によって小児甲状腺がん罹患者が増加したと認めることはできない。

したがって、上記原告らの主張は採用できない。

(4) 原告 A が最終的に負担する避難に要した費用の割合

原告らは、原告 A が、共に避難している F の従業員及びその家族の避難に要する費用を負担することに合理性があると主張するが、原告らとこれらの者とは別家族であり、これらの者の避難に要する費用について、原告 A が負

担しなければならない理由はない。さらに、証拠（乙92）によれば、原告らと共に避難している者の中に、被告から避難費用の賠償を受けている者がいることが認められ、これらの者については、避難費用を各自が負担することとなっていたと推認されることからすると、原告Aが最終的に負担する避難に要した費用は、支出時を基準として、共に避難していた人数で除した上で原告Aの家族の人数を乗じた支出額と解するのが相当である。

(5) 以上を前提に、原告Aが支出した自主避難に伴う費用が本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか否かを検討する。

ア 本件避難費用①，③ないし⑤，⑧に係る支出

本件避難費用①のうち、金沢市から京都市への移転に際して支出されたと考えられる、ガソリン代3033円（全ガソリン代の3分の1に相当する額）と金沢西インターチェンジから京都東インターチェンジまでの高速道路料金5500円の合計8533円の支出については、自主避難としての合理性のない京都市への転居に伴って必要となったものであり、本件事故との相当因果関係は認められない。

上記8533円を除いた本件避難費用①，③ないし⑤，⑧に係る支出は、原告Eを除く原告らによる自主避難として合理性のあるものであり、前記第2の2(4)記載のとおり、原告Eが生まれる前、14名で避難していた際における支出であるから、本件事故との相当因果関係が認められる合計額は、139万7826円を14で除し、4を乗じた額である39万9378円となる。

イ 本件避難費用②，⑥，⑦に係る支出

これらの支出は、前記(2)記載のとおり、自主避難としての合理性のない京都市への転居に伴って必要となったものであり、本件事故との相当因果関係は認められない。

もっとも、前記(3)記載のとおり、平成24年8月31日までは自主避難

を続けることは相当であるから、原告Eを除く原告らが京都市へ転居しなかった場合でも支出を避けられなかった費用である、金沢の住居の賃貸借契約解約日の翌日である平成23年5月21日から平成24年8月31日までの同住居の賃料相当額については、本件事故との相当因果関係のある損害に当たる。そして、前記第2の2(4)記載のとおり、原告らがpへの住居へ転居した日の翌日である平成23年10月1日以降原告らは8名で避難しているところ、原告らが金沢市に留まっていた場合、同日以降、金沢の住居のうち1つの建物で生活することができたから、上記賃料相当額は、同年9月30日以前は月額16万5000円、同年10月1日以後は月額8万円と解するのが相当である。

そうすると、前記第2の2(4)記載のとおり、dの住居へ転居した日の翌日である同年5月17日以降原告Eを除く原告らは13名で避難しており、同年8月11日に原告Eが生まれ、原告らがpの住居へ転居した日の翌日である平成23年10月1日以降原告らは8名で避難していることからして、本件事故との相当因果関係が認められる合計額は、44万1774円（平成23年5月21日から同年8月10日までの家賃）を13で除し、4を乗じた額である13万5930円と、27万6774円（同月11日から同年9月30日までの家賃）を14で除し、5を乗じた額である9万8847円と、88万円（同年10月1日から平成24年8月31日までの家賃）を8で除し、5を乗じた額である55万円の合計である78万4777円と認めるのが相当である。

ウ 本件避難費用⑨に係る支出

これらの支出については、証拠（甲C15の1ないし15の4）によれば、平成23年3月から同年11月までの支出であり、その中には京都市への転居後の支出や原告Eが生まれた後の支出が含まれていること、その内訳は、日用品82万2998円、学用品4万8718円、衣類20万2

577円であることが認められる。これらの事実と、個別の支出について原告らは具体的に主張しておらず、証拠上その用途等が不明なものがあること、前記(4)記載のとおり、原告Aの最終的な負担部分は限定されることなどを勘案すると、上記支出のうち本件事故との相当因果関係が認められるのは、15万円の支出に限られると認めるのが相当である。

エ したがって、原告Aが支出した自主避難に伴う費用のうち本件事故と相当因果関係のある損害に当たるのは133万4155円である。

3 原告Aが支出した通院に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点2）

(1) 証拠（甲A5ないし7, 9（特記のない限り枝番を含む。以下同様。）、10, 15, 17, 23, 24, C16ないし18, 35, 乙69ないし71）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告Aの病状

本件事故以前、原告Aには、精神疾患の既往歴はなかった。

原告Aは、平成23年4月頃から不眠や精神の不調を訴えるようになった（甲C35）。

平成23年5月2日、金沢市のJ内科クリニックにおいて、「不眠症」と診断された。その診断書には、「東日本震災と福島原発事故のため精神的に不安定な状態が続いており、会社経営は当分の間不可能と判断します」と記載されている（以上、甲A5）。

同年6月7日、京都市の医療法人U会V病院において、「胸膜炎」と診断された（甲A6）。

同年9月27日、京都市のK内科医院において、「うつ病、不眠症」と診断された。その診断書には、「現在被災時原発事故による心的外傷により、うつ病、不眠症の症状強く、就労が困難な状態である」と記載されている（以上、甲A7）。

同年11月28日、M病院において、L医師によって、「外傷後ストレス障害（以下「PTSD」という。）」と診断された。その診断書には、「原発事故による生活基盤の喪失に基づく不眠、不安を伴う抑うつ状態にあり、治療が必要である」と記載されている（以上、甲A8）。

現在に至るまで、原告Aには、うつ病の中核となる症状である気分の落ち込み（抑うつ気分）が見られる（甲A9、15、24、乙70）。

イ 原告Aの精神疾患に対する意見

(ア) L医師の意見

L医師は、平成25年4月5日付け回答書において、原告Aに対しPTSDの診断をしているものの、同人の症状がDSM-IV又はICD-10というPTSDの診断基準を完全に満たしているかは明言できない旨述べている（甲A10）。

また、同医師は、平成27年2月2日付け陳述書において、原告Aの症状について、同医師が以前原告Aの症状がDSM-IV又はICD-10の診断基準を満たしているか明言できない旨述べたが、これはDSM-III等の診断基準を念頭に置いた不正確なものであって、原告Aの症状は、発病の時期、症状の特徴、経緯等からしてDSM-IV又はICD-10の診断基準に合致していると考えられること、避難生活を始めてしばらくした頃より、原告Aは、不安、焦燥を伴う過覚醒状態にあったと思われること、現在の症状は改善傾向にあり、順調にいけば向後1年間でかなり回復し、最終的には、精神疾患発症前の状態まで回復することが期待できることなどを述べている（甲A17）。

(イ) 株式会社Wの意見

株式会社Wは、裁判に提出する医師の意見書の作成等の業務を行う株式会社である（乙71）。

同社は、被告に宛てた平成27年5月22日付け意見書において、原

告Aにおいて、DSM-IV診断基準の「外傷的な出来事にさらされた」又はICD-10診断基準の「破局的ストレス状況に暴露された」とまでいえるようなエピソードがあったとは認め難く、フラッシュバック等の外傷的な出来事が再体験され続けていることを示す事実も認め難いことなどから、同人がPTSDに罹患した可能性は極めて低いこと、原告Aは、自主避難としての金沢市への転居、起業の失敗、Fの代表権の譲渡、京都市への転居、妻の出産等のストレスが重なってうつ病を発症し、これには代表権の譲渡等の喪失体験が大きく作用していることなどを述べている（乙70）。

ウ 治療費及び通院歴

原告Aは、不眠症又はうつ病の治療のために、治療費（文書料を含む）31万8610円を負担し、胸膜炎の治療のために、治療費（文書料を含む）1万7370円を負担した（甲C16ないし18）。

原告A、原告B又はSは、原告Aの精神疾患の治療のため、平成23年11月18日から平成26年3月17日まで、合計55回M病院に通った（甲A9、15、24）。

エ PTSDの診断基準

PTSDの診断基準としては、アメリカ精神医学会が作成したDSM-IV、WHOが作成したICD-10が主に提唱されている。これらの診断基準の内容は以下のとおりである（以上、乙70）。

(ア) DSM-IV

A 患者は以下の2つがともに認められる外傷的な出来事にさらされたことがある

- ① 実際に又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を、1度又は数度、あるいは自分又は他人の身体の保全に迫る危険を、患者が体験し、目撃し又は直面した

- ② 患者の反応は強い恐怖，無力感又は戦慄に関するものである
- B 外傷的な出来事が，以下の1つ（又はそれ以上）の形で再体験され続けている
- ① 出来事の反復的，侵入的かつ苦痛な想起で，それはイメージ，思考又は知覚を含む
- ② 出来事についての反復的で苦痛な夢
- ③ 外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり，感じたりする
- ④ 外傷的出来事の1つの側面を象徴し又は類似している内的又は外的きっかけにさらされた場合に生じる，強い心理的苦痛
- ⑤ 外傷的出来事の1つの側面を象徴し又は類似している内的又は外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性
- C 以下の3つ（又はそれ以上）によって示される，（外傷以前には存在していなかった）外傷と関連した刺激の持続的回避と，全般的反応性の麻痺
- ① 外傷と関連した思考，感情又は会話を回避しようとする努力
- ② 外傷を想起させる活動，場所又は人物を避けようとする努力
- ③ 外傷の重要な側面の想起不能
- ④ 重要な活動への関心又は参加の著しい減退
- ⑤ 他の人から孤立している又は疎遠になっているという感覚
- ⑥ 感情の範囲の縮小
- ⑦ 未来が短縮した感覚
- D （外傷以前には存在していなかった）持続的な覚醒亢進症状で，以下の2つ（又はそれ以上）によって示される
- ① 入眠又は睡眠維持の困難
- ② 易怒性又は怒りの爆発

- ③ 集中困難
- ④ 過度の警戒心
- ⑤ 過剰な驚愕反応

E 障害（B，C及びDの症状）の持続期間が1か月以上

F 障害は，臨床上著しい苦痛又は社会的，職業的又は他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている

(イ) ICD-10

- ① 自ら生死に関わる事件に遭遇したり，他人の瀕死の状態や死を目撃した体験等の破局的ストレス状況に暴露された事実があること
- ② 自分が「危うく死ぬ，重傷を負うかもしれない」という体験の存在
- ③ 通常では体験し得ないような出来事
- ④ 途中覚醒等神経が高ぶった状態が続く
- ⑤ 被害当時の記憶が無意識のうちによみがえる
- ⑥ 被害を忘れようとして感情が麻痺する，そのために回避の行動を取る
- ⑦ 外傷の出来事から1か月後の発症，遅くとも6か月以内の発症
- ⑧ 脳の器質性精神障害が認められないこと

オ ストレス強度等

精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会は，厚生労働省からの依頼を受け，審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の在り方に関して検討を行い，平成23年11月8日，以下の内容を報告した（乙69）。

(ア) ストレス－脆弱性理論

「ストレス－脆弱性理論」は，環境由来のストレスと個体側の反応性，脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという考え方であり，ストレスが非常に強ければ，個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし，逆に脆弱性が大きければ，ストレスが小さくても破綻が

生ずるとする考え方である。

ストレス－脆弱性理論は、平成11年以後の精神医学上の知見を考慮しても最も有力な考え方であり、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会においても、これに依拠することが適当であると考えられる。

(イ) 以下のような具体的な出来事に係る心理的負荷の強度を、「Ⅰ」（弱）、「Ⅱ」（中）、「Ⅲ」（強）の3段階で評価した。

自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた Ⅱ

仕事上のノルマが達成できなかった Ⅱ

新規事業の担当になった Ⅱ

仕事内容・量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった Ⅱ

多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった Ⅲ

天災や火災等にあった Ⅲ

家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した Ⅱ

引っ越しをした Ⅱ

家族以外の人と一緒に住むようになった Ⅰ

(2) 胸膜炎及びPTSDへの罹患と本件事故との相当因果関係

ア 前記(1)ア記載のとおり、原告Aは、平成23年6月7日、胸膜炎の診断を受けており、同日時点で原告Aにおいて胸膜炎が発症していたことは認められるものの、胸膜炎の診断に係る診断書（甲A6）において発症の原因への言及がないなど、胸膜炎の発症が本件事故に起因することを示す的確な証拠はなく、胸膜炎への罹患と本件事故との相当因果関係は認められない。

イ 前記(1)ア記載のとおり、L医師は、原告AについてPTSDの診断をしているが、前記(1)イ(ア)記載のとおり、同医師が、DSM-IVやICD-10等のPTSDの診断基準に沿って具体的な診断をした形跡はないこと、同医師は、同基準を満たしているか明言できないと自ら述べており、その

後これを翻したが、判断を変更したことについて首肯するに足りる説明がないことなどからすると、同医師の診断によって原告AがPTSDに罹患したことを認めることはできない。

そして、前記(1)ア記載の原告Aの病状等を踏まえても、本件事故を受けて福島県郡山市から自主避難をした同人が、「実際に又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を、あるいは自分又は他人の身体の保全に迫る危険を体験し、目撃し又は直面した」(DSM-IVのA基準)、「外傷的な出来事が再体験され続けている」(B基準)、「自ら生死に関わる事件に遭遇したり、他人の瀕死の状態や死を目撃した体験等の破局的ストレス状況に暴露された」(ICD-10の①基準)といったPTSDの診断基準を満たすと認めるに足りる事情はないから、原告AがPTSDに罹患したと認めることはできない。

(3) 不眠症及びうつ病と本件事故との相当因果関係

ア 前記第2の2(4)、第3の1(1)、(2)、後記4(1)ア記載の事実のとおり、本件事故以前、原告Aは、福島県外で居住したことはなく、同県において、代表取締役としてFを順調に経営しつつ、家族と共に安定した生活をしてきたが、本件事故後、健康に及ぼす悪影響を懸念し、準備を十分にする間もなく、将来的に帰還する見通しを立てられないままに、金沢市へ転居し、共に避難したFの従業員らとの共同生活をすることになったこと、転居によって従前と同様の労働が不可能になった結果、Fの代表取締役を辞任せざるを得なくなり、従前得られていた報酬が得られなくなったことが認められる(報酬の減額と本件事故との相当因果関係が認められることは、後記4記載のとおりである。)

また、前記(1)ア記載の事実のとおり、本件事故以前、原告Aには、精神疾患の既往歴はなく、本件事故による避難後、同人は、不眠や精神の不調を訴え始め、遅くとも平成23年5月2日には不眠症に、同年9月27日

にはうつ病に罹患したこと，改善傾向がみられるものの，現在においても抑うつ状態が継続していることが認められる。

イ これらの事情と，前記(1)オ記載のストレス強度に関する知見を併せて考えると，原告Aは，本件事故によって，現在の安定した生活から離れて福島県から避難する必要がある程度に，本件事故に伴う健康上のリスクを感じたこと，従前と異なる仕事に従事せざるを得なくなったこと，住み慣れた福島県から地縁のない土地への転居を余儀なくされたこと，Fの従業員及びその家族と共同で生活することとなったことなどの種々のストレス要因にさらされた結果として，相当強度のストレスを受けたことが認められる。

自主避難によって原告Aの受けたストレスの強度に照らすと，本件事故による自主避難者の中にうつ病等の精神疾患罹患者が増加したという情報が見受けられないこと，自主避難者は，避難を余儀なくされた者に比べ，本件事故に関して感じた危険の度合いが小さく，避難するか否か，避難するとして避難先又は帰還の時期等の選択肢が多く存在するため，本件事故によって受けるストレスは相対的に小さいといえること，後記8記載のとおり，本件事故と相当因果関係の認められない事情も原告Aの精神疾患の発症，悪化に寄与していることなどを考慮しても，本件事故後原告Aにおいて発症した不眠症及びうつ病は，本件事故が主な原因の一つというべきであるから，これらの発症と本件事故との相当因果関係があると認められる。

(4) 以上を前提に，原告Aが支出した通院に伴う費用が本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか否かを検討する。

ア 治療費（文書料を含む）

前記(1)ウ記載のとおり，原告Aが，胸膜炎の治療のために1万7370円を負担したことは認められるが，前記(2)ア記載のとおり，胸膜炎の発症

と本件事故との相当因果関係は認められないから、かかる負担について本件事故との相当因果関係は認められない。

よって、本件事故との相当因果関係が認められる不眠症及びうつ病の治療のために原告Aが負担したと認められる31万8610円に限り、治療費としての相当因果関係が認められる。

イ 通院交通費

原告らが主張する通院交通費は、京都市〇区に所在するM病院への、うつ病治療のための通院に要した交通費であるところ、前記2(2)記載のとおり、京都市への転居に自主避難としての合理性が認められないこと、原告Aが金沢市に留まっていた場合、うつ病治療のための通院に交通費が必要であったか否かが不明であることからすると、原告らが主張する通院交通費が本件事故と相当因果関係の認められる損害ということとはできない。

ウ 通院による慰謝料

前記(1)ア、イ記載のとおり、原告A、原告B又はSは、原告Aの不眠症又はうつ病治療のために、平成23年5月2日から平成26年3月17日までの間、合計57回通院していることなどに鑑みれば、原告Aの通院慰謝料としては97万円が相当である。

エ したがって、原告Aが支出した通院に伴う費用のうち本件事故と相当因果関係のある損害に当たるのは128万8610円である。

4 原告Aの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点3）

(1) 証拠（甲A11, C19, 24, 25, 33, 35ないし37, 39, 41, 50, 52, 54, D1, 乙74）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア Fにおける報酬の支払状況等

平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間、原告Aは年額

600万円、原告Bは年額481万円、同年6月1日から平成22年5月31日までの間、原告Aは年額840万円、原告Bは年額600万円、同年6月1日から平成23年2月28日までの間、原告Aは総額1080万円、原告Bは総額360万円を、それぞれFから基本給として受け取っており、他に手当等の支給は受けていない（甲C19、54、D1）。

同年3月下旬から同年4月上旬までの間、福島県郡山市に残ったGは、原告Aに対し、Hを再開したいと申し出た。原告Aは、自身が同市に戻る見通しが立たないことを考慮し、Fの代表取締役の地位を退き、Gに就任させることを決めた。原告A及び原告Bは、Nの営業は廃止され、Hの営業も停止しており、Fとして収入を得られていなかったことを考えて、Gと、今後同社から報酬を受領しないことをそれぞれ合意した（以上、甲C24、35）。

原告Aに対して、平成23年3月以降、給与の名目で金員が支払われることはなかった（甲C20の1ないし20の6）。

原告Bに対しては、同月以降、給与は支払われていない（甲D2の1ないし2の6）。

イ 本件事故後、原告Aが受領し又は交付した金員

(ア) 受領した金員

原告Aは、平成23年3月22日、Sが代表取締役を務めるX株式会社から、274万3590円の送金を受けた（甲A11、乙74）。

原告Aは、Fから、①同月23日に258万6930円、②同年5月16日に113万3939円、③同年6月29日に290万2115円、④同年7月5日に88万5825円、⑤平成24年5月15日に50万円の各送金を受けている（甲A11、C25、41。以下、これら①ないし⑤の各送金を、その番号に従い「本件送金①」などという。）。

原告Aは、Gから、同年10月から平成26年10月までの間、26

回にわたり、各25万円、合計650万円の送金を受けた（甲A11、乙53、55、56。以下、合計650万円の各送金を併せて「本件送金⑥」という。）。

(イ) 交付した金員

原告Aは、Fの社宅の家賃として、社宅の貸主に対し、平成23年4月5日から同年6月30日までの間、5回にわたり、合計32万2700円を支払った（甲C37）。

原告Aは、Gに対し、同年4月7日に100万円、同年5月27日に100万円、同月31日に60万円を送金し、同年7月中旬、京都駅付近で230万円を手渡した（甲C33、36、39）。

原告Aは、福島県に帰還後Hの従業員として稼働していたPに対し、同年12月5日から平成24年12月27日までの間、3回にわたり、合計22万円を送金した（甲C50、52）。

(2) 本件事故による減収の有無、その額

ア 前記(1)ア記載の事実からすると、原告Aは、平成20年6月1日以降、平成23年2月28日までの間、平均して月額76万3636円の役員報酬をFから受け取っていること、原告Aと原告Bは、本件事故後の平成23年3月下旬から同年4月上旬までの間に、従前得ていた報酬を受け取らないことをGと合意をしたことが認められるから、原告Aについては、月額76万3636円を基準額とした減収を認めるのが相当である。

そして、Nの営業が廃止され、Hの営業が停止し、原告AがFで従前と同様の労働ができない状況下で、原告Aに対して報酬を支払わなかったのは同社の経営判断として相当であり、原告Aの減収は本件事故との相当因果関係のある損害と認めることができる。このことは、上記役員報酬に同社の利益配当の実質を有する部分が含まれているとしても同様である。

イ 被告は、原告Aの減収は、本件事故と関係のないHの再開遅延やフロア

規模縮小というFの経営判断によるもので、本件事故との相当因果関係がない旨を主張する。

しかし、前記1(2)記載の事実によると、本件事故後直ちにHの営業が再開できなかったことや再開時Hの規模が縮小したことは、いずれも、本件事故後Hの従業員が集まらなかったことが主たる要因であり、前記1(1)イ記載の、原告AがFの従業員に対し避難を勧めたといった事情等を考慮すると、従業員が集まらなかったのは、本件事故に伴う従業員の避難が原因であると考えられるから、Hの再開遅延やフロア規模縮小も本件事故の影響というべきであり、被告の上記主張は採用できない。

(3) 就労不能期間

前記3(3)記載のとおり、原告Aの不眠症及びうつ病への罹患と本件事故との間の相当因果関係が認められ、前記3(1)ア記載の事実からすると、原告Aは、平成23年5月2日に不眠症と診断された時点で精神疾患を理由に就労不能状態にあり、うつ病の症状が残存する現在においてもなおこの状態が続いていると考えるのが相当である。

そして、本件事故発生日から、その日から間もない平成23年5月2日までの間に自主避難者が避難先で就労することは合理的に想定できないため、本件事故後、現在に至るまで、原告Aは本件事故によって就労不能状態にあったと認められる。

(4) F等からの送金

被告は、本件事故後、原告AはFから合計800万8809円（本件送金①ないし⑤）、Gから合計650万円（本件送金⑥）を受け取っており、これらの金員は同社からの報酬又はこれと同視すべきものであって、休業損害から控除されるべきである旨を主張する。

そこで検討すると、前記(1)イ記載の事実、証拠（甲C39、49、51、52）及び弁論の全趣旨によれば、本件送金①は、Fに帰属する金員を原告

Aが避難先において管理するために、本件送金②ないし⑤は、原告らの避難先での生活等の資金に充てる目的で、本件送金⑥は、Gによる原告Aへの金員の貸付けとして、それぞれ行われた送金であることが認められる。そして、当時原告Aに十分な返済能力があったとは考えられないこと、同人がFのほとんどの株式を有する株主でありながら、代表取締役の地位を従業員に譲り、報酬を辞退したことなどからすると、本件送金②ないし⑤に係る金員は、Fの必要に応じて、同社に返還されることも一応想定されてはいたが、法的な返還義務を生じる借入金ではないと推認するのが相当である。

また、上記の本件送金①ないし⑤の性質や、証拠（甲C39）及び弁論の全趣旨からすると、前記(1)イ(イ)記載の支払のうち、社宅家賃の支払と平成23年4月7日にされた100万円の支払は、Fの資金の管理として行われたものであり、これらの支払を除いた合計412万円の支払は、Fの必要に応じて、原告Aから同社に返還された金員と推認すべきである。

これらの本件事故後原告Aが受領し又は交付した金員の性質に鑑みれば、本件送金①に係る金員は、Fに帰属するものであり、仮にこの金員が原告らの生活費等に支出されたとしても、なお原告Aとして同社に対する法的な返還義務を負っている金員ということができ、本件送金⑥に係る金員は、原告AとしてGに対する法的返還義務を負っている金員であり、これらの金員をFからの報酬又はこれと同視すべきものと評価することはできない。一方、本件送金②ないし⑤に係る金員については、法的返還義務がないと推認されること、原告Aが長期にわたりFの代表取締役を務めてきたことなどを考えると、同社に返還されたと解される412万円を除いた残額である130万1879円については、同社からの報酬又はこれと同視すべき金員と評価すべきである。

- (5) 以上によれば、本件事故と相当因果関係のある原告Aの休業損害は、月額76万3636円を基準額とし、平成23年3月から口頭弁論終結日である

平成27年11月10日までを期間として計算した4301万8161円から、130万1879円を控除した4171万6282円と認められる。

5 原告Bの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点4）

(1) 本件事故による減収の有無，その額

前記4(1)ア記載の事実からすると，原告Bは平成20年6月1日以降，平成23年2月28日までの間，平均して月額40万円を超える役員報酬をFから受け取っていると認められることに加えて，原告らが原告Bの休業損害の基準額を40万円と主張していることを勘案すると，原告Aの場合と同様に，原告Bについては，月額40万円を基準額とした減収及びこれと本件事故との相当因果関係がそれぞれ認められる。

(2) 就労不能期間

本件事故による避難者が，避難先で就労を始めるには相当の期間が必要と解されるどころ，前記第2の2(1)，第3の1(1)，3(1)ア記載の事実によると，原告Bにおいて，平成23年5月2日以降，本件事故の影響で精神疾患に罹患している原告Aの状態を見守ったり，同人の通院への付添が必要となる場合があったと考えられることや，原告Bが本件事故による避難をしたことで，事故前に得られていた子育てに関する実家の援助が受けられなくなり，避難後，実家に原告Dや原告Eを預けて自身が就労することが難しくなったといえること，前記2(3)記載の自主避難の合理性が認められる期間が本件事故後平成24年8月31日までであり，同年9月1日以降，福島県郡山市へ帰還することが不可能であったとはいえないことなどからすると，本件事故と相当因果関係の認められる原告Bの就労不能期間は，本件事故後，平成24年8月31日までと認めるのが相当である。

(3) 以上によれば，本件事故と相当因果関係のある原告Bの休業損害は，月額40万円を基準額とし，平成23年3月から平成24年8月31日までを期

間として計算した720万円と認められる。

6 本件事故と相当因果関係のある原告らの慰謝料額（争点5）

(1) 前記3(3)記載のとおり，原告Aは本件事故によって相当強度のストレスを受けたと認められるが，その一方，同人は被告に対し通院慰謝料や休業損害を請求でき，これらの支払によって同人の精神的損害が相当程度慰謝され得ること，本件事故による自主避難の合理的期間が平成24年8月31日までと解されることなどの本件において現れた一切の事情を考慮すれば，疾患に罹患したことによる苦痛を除いた，本件事故によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料額としては，100万円が相当である。

(2) 原告Bも，原告Aと同様，本件事故によって，住み慣れた福島県から地縁のない土地への転居を余儀なくされ，従前の安定した生活が失われたこと，原告Bは，本件事故当時原告Eを妊娠しており，本件事故に伴う健康上のリスクに対し強い不安を感じていたと推認できること，本件事故によって原告Aが精神疾患に罹患したことで，原告Bも固有の精神的苦痛を被ったと解されること，本件事故による自主避難の合理的期間が平成24年8月31日までと解されることなどの本件において現れた一切の事情を考慮すれば，本件事故によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料額としては，100万円が相当である。

(3) 原告C，原告D，原告Eも，原告Aの精神疾患の罹患に伴う精神的苦痛を被り，原告C，原告Dについては，従前生活していた福島県から転居せざるを得なくなったことによって精神的苦痛を被ったと考えられるが，同人らの年齢，本件事故による自主避難の合理的期間が平成24年8月31日までと解されることなどの本件において現れた一切の事情を考慮すれば，同人らの本件事故によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料額はいずれも，既に被告から支払われた72万円を超えるとは認められない。

(4) なお，原告らは，本件事故に係る被告の重大な過失を考慮して，慰謝料額

を算定すべきである旨を主張するが、本件においては、原告らの慰謝料額を増加させるような被告の重大な過失を認めるに足りる証拠はないから、原告らの主張は採用できない。

- 7 原告Aの放射能測定費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか（争点6）

証拠（甲B4）によれば、原告Aの依頼を受けて、平成25年6月27日及び同月28日、株式会社Tが、郡山の住居付近の空間線量を測定したことが認められる。

前記2(3)記載のとおり、自主避難としての合理性が認められるのは平成24年8月31日までであり、上記測定は自主避難の合理的期間経過後に行われたものであるから、本件事故によって余儀なくされたものとは認められない。

よって、上記測定に要した費用が、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

- 8 本件事故が原告Aの精神疾患に寄与した度合（争点7）

- (1) 前記3(3)記載のとおり、原告Aは、本件事故によって不眠症及びうつ病に罹患したことが認められる。

もっとも、前記第2の2(4)、第3の1(1)イ、2(2)、(3)記載のとおり、原告Aは、本件事故後、京都市への転居、金沢市又は京都市で起業を試みるも奏功しなかったこと、自主避難の長期継続、兵庫県芦屋市への転居といった、自主避難者の行動として合理性が認められない様々な行動等に伴うストレスを受けたと見受けられ、これらが原告Aが罹患した上記精神疾患の悪化に相当程度寄与したと考えられる。

そうすると、原告Aの上記精神疾患に伴う損害の全ての賠償責任を被告に負担させるのは、損害の公平な分担の見地に照らし相当でないから、民法722条2項の規定の類推適用によって、前記の原告Aの通院に伴う費用128万8610円と休業損害4171万6282円を60%、原告Bの休業損

害720万円と慰謝料100万円を30%、それぞれ減ずるのが相当である。

(2) 被告は、原告Aの精神疾患の発症、悪化に同人の心因的要因も寄与しており、これを理由とした賠償額の減額が認められるべきと主張する。しかし、前記3(3)、8(1)記載の事情からすると、本件事故との相当因果関係の有無を問わず、原告Aは、本件事故後、極めて強度の外因的なストレスを受けているとすることができるから、公平の見地から被告の賠償額を減額すべきと認められる程度に、同人の脆弱性等の心因的要因が精神疾患の発症、悪化に寄与したと認めることはできない。被告の上記主張は採用できない。

9 本件事故と相当因果関係のある損害は、中間指針追補により示された損害に限られるか（争点8）

被告は、自主避難者への賠償額は、特段の事情がない限り、中間指針追補において示された費用に限られる旨主張する。

しかしながら、証拠（乙2ないし4）によれば、中間指針等は、本件事故が収束せず被害の拡大がみられる状況下における、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものにすぎず、中間指針等の対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ると解されるから、本件事案において相当因果関係の認められる前記費用等については、被告の賠償義務が認められる。

よって、被告の上記主張は採用できない。

10 結論

以上によれば、被告は、原賠法3条1項本文に基づき、原告Aに対しては、自主避難に伴う費用133万4155円、通院に伴う費用51万5444円、休業損害1668万6512円、慰謝料100万円、弁護士費用195万円の合計2148万6111円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、原告Bに対しては、休業損害504万

円，慰謝料70万円，弁護士費用57万円の合計631万円及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負っていた。

そして，前記第2の2(6)記載のとおり，被告は，平成25年7月19日，原告Aに対し8万円，原告Bに対し60万円，同年8月28日，両名に対しそれぞれ4万円を賠償しているから，両名の指定に従ってこれらの賠償金を上記各遅延損害金から充当すると，被告は，原告Aに対しては，元金2148万6111円，平成25年8月28日時点の確定遅延損害金253万1915円及び上記元金に対する同月29日から支払済みまで年5分の割合による金員，原告Bに対しては，元金631万円，平成25年8月28日時点の確定遅延損害金13万8809円及び上記元金に対する同月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払義務を負っていることになる。

一方，被告は，原告C，原告D，原告Eに対して，原賠法3条1項本文に基づく金員の支払義務を負っているとは認められない。

よって，原告A，原告Bの本件各請求は，いずれも上記記載の限度で理由があり，原告C，原告D，原告Eの本件各請求はいずれも理由がないから，主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 三 木 昌 之

裁判官 橋 本 耕 太 郎

裁判官 山 村 涼